相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県東蒲原郡阿賀町新谷一五五五番地第一、最後の住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見一八八一番地一一八

被相続人　亡　安宅　和義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

事務所茨城県土浦市木田余西台二番六六―一〇三号風間法律事務所

相続財産管理人　弁護士　風間　治人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市普済寺一一〇三番地、最後の住所埼玉県深谷市普済寺一六四一番地五

被相続人　亡　鏡　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階　弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　笠原　徳之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県浦安市富士見一丁目四番、最後の住所千葉市稲毛区園生町七八一番地一ダイアパレス稲毛緑園都市B棟四二五号

被相続人　亡　吉田　勝行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

事務所千葉市中央区中央四―一〇―八コーケンボイス千葉中央三〇二　清水博司法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市上野町六番地、最後の住所東京都八王子市北野町五〇二番地二奈良荘

被相続人　亡　中山　末子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県木曽郡木曽町福島五四二九番地二、最後の住所横浜市緑区中山町一四八番地一　コスモス中山　被相続人　亡　田上　常夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

横浜市青葉区市ヶ尾町一〇六五番地五―一〇三号

相続財産管理人　司法書士　山﨑　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区古石場二丁目一七番地二、最後の住所横浜市保土ヶ谷区狩場町二〇〇番地六のばら園　被相続人　亡　柳谷　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

横浜市戸塚区平戸町四八四番地五九

相続財産管理人　白石　紀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区新山下一丁目一番地、最後の住所横浜市港南区芹が谷二丁目二二番二―五〇三　被相続人　亡　石﨑清三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

横浜市戸塚区秋葉町二四二番地五三

相続財産管理人　四元　敏徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市中府町五丁目五一二番地三、最後の住所横浜市旭区上白根二丁目一六番三二号　被相続人　亡　大西　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

横浜市中区本町二丁目一〇番横浜大栄ビル二階

相続財産管理人　青木　康郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市新町一丁目一番地、最後の住所横浜市神奈川区上反町一丁目一〇番地の二〇　被相続人　亡　福田　光家

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

横浜市戸塚区上倉田町一八〇九番地一

相続財産管理人　鈴木　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区佃二丁目二番、最後の住所東京都中央区佃二丁目二番八―三〇一号

被相続人　亡　谷　幹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階

相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市幸区小倉九九三番地、最後の住所横浜市鶴見区駒岡三丁目三三番三―二〇三号

被相続人　亡　新見　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

横浜市中区日本大通一八　KRCビルディング三〇七号室

相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県見附市片桐町九六三番地、最後の住所東京都荒川区西日暮里一丁目二〇番八号

鈴木方　被相続人　亡　清水　欽次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月五日

新潟県長岡市天下島一丁目一一番九号、事務所新潟県長岡市台町一丁目四番一九号

相続財産管理人　佐藤　進一

第50期決算公告

平成23年4月5日　東京都品川区戸越6丁目23番18号

東急リネン・サプライ株式会社

代表取締役社長　関野　達夫

貸借対照表の要旨　（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,803,433	流動負債	2,169,586
固定資産	2,661,985	固定負債	1,116,519
有形固定資産	2,276,658	株主資本	1,164,401
無形固定資産	119,048	資本金	120,000
投資その他の資産	266,278	資本剰余金	124,324
		利益剰余金	920,076
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	890,076
		（うち当期純利益）	(42,603)
		評価・換算差額等	14,912
		その他有価証券評価差額金	23,634
		繰延ヘッジ損益	△8,722
資産合計	4,465,419	負債・純資産合計	4,465,419